

奥州市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月28日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 佐 藤 健 司
奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和6年12月18日から12月20日

本監査 令和6年12月23日

(2) 監査の対象とした部課等名

福祉部所管の予算執行を行う部課等

福祉課、長寿社会課及び奥州市地域包括支援センター並びに各総合支所の市民生活グループ、健康福祉グループ及び市民福祉グループ

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和6年度(令和6年4月1日から令和6年10月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和5年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
長寿社会課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
奥州市地域包括支援センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所市民生活グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

衣川総合支所市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
----------------	---------------------------------

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。